**国立研究開発法人国立環境研究所（法人番号6050005005208）の役職員の報酬・給与等について**

（令和7年度）

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬水準を設定するに当たっては、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、また、令和7年度における予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の役員の報酬水準と比較している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

平成21年度より、役員報酬規程において業績手当を支給しており、環境大臣の当法人に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じ、支給割合を決めることができることとしている。
令和7年度においては、環境大臣の研究所に対する令和6年度業績評価はAであったため、令和7年度の役員の業績手当については3段階評価の上位の評価とした。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

理事長の報酬は、国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、月額及び賞与（期末手当及び業績手当）から構成されている。
月額については、俸給(933,000円）に特別調整手当（149,280円）及び通勤手当を加算して算出している。
賞与のうち期末手当については、基準日現在において理事長が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、業績手当については基準日現在において理事長が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施
・俸給月額の改定
・期末手当の支給率を0.025月分引き上げ。
・業績手当の支給率を0.025月分引き上げ。

理事

理事の報酬は、国立研究開発法人国立環境研究所役員報酬規程に則り、月額及び賞与（期末手当及び業績手当）から構成されている。
月額については、俸給(852,000円）に特別調整手当（136,320円）及び通勤手当を加算して算出している。
賞与のうち期末手当については、基準日現在において理事が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、業績手当については基準日現在において理事が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、その者の勤務成績に応じて別に定める割合及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている

○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施
・俸給月額の改定
・期末手当の支給率を0.025月分引き上げ。
・業績手当の支給率を0.025月分引き上げ。

理事（非常勤）

該当なし

監事

該当なし

監事（非常勤）

監事（非常勤）には俸給日額（37,800円）を支給している。
○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて以下を実施
・俸給日額の改定

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 令和7年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | |
| 法人の長 | 千円<br>18,870 | 千円<br>11,196 | 千円<br>5,625 | 千円<br>1,791 (特別調整手当)<br>402 (通勤手当) | | R8.3.31 | ※ |
| A理事 | 千円<br>16,612 | 千円<br>10,224 | 千円<br>4,728 | 千円<br>1,635 (特別調整手当)<br>24 (通勤手当) | R7.4.1 | | |
| B理事 | 千円<br>17,358 | 千円<br>10,224 | 千円<br>4,886 | 千円<br>2,044 (特別調整手当)<br>310 (通勤手当) | R7.4.1 | | ◇ |
| A監事<br>(非常勤) | 千円<br>1,290 | 千円<br>1,285 | 千円<br>0 | 千円<br>5 (通勤手当) | | | |
| B監事<br>(非常勤) | 千円<br>1,382 | 千円<br>1,360 | 千円<br>0 | 千円<br>22 (通勤手当) | | | |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。
注2:「特別調整手当」とは、所在する地域における民間の賃金水準を基礎として役員に支給しているものである。
注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立環境研究所は、国内外の環境研究の中核的機関として、環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握するための観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な取組を推進している。

理事長には各研究プロジェクトを統括する高いマネジメント能力や強いリーダーシップ、幅広い環境研究分野における高い専門性が求められる。

理事長の報酬は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の長の報酬水準(R6年収:19,744千円(各独立行政法人が公表しているR6役職員の給与水準より算出(通勤手当、在宅勤務手当除く)))と比較して概ね同水準となっていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

理事は理事長を補佐して国立環境研究所の業務を掌理することとなる。

研究担当理事は国立環境研究所の調査及び研究に係る業務等を掌理することとなり、幅広い環境研究分野における高い専門性が求められる。

企画・総務担当理事は、研究所の企画及び管理並びに環境の保全に関する情報の収集、整理及び提供に係る業務等を掌理することとなり、高い企画力及びマネジメント能力が求められる。

理事の報酬は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度の他の複数の独立行政法人の理事の報酬水準(R6年収:16,343千円(各独立行政法人が公表しているR6役職員の給与水準より算出(通勤手当、在宅勤務手当除く)))と比較しても概ね同水準となっていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

監事は、国立研究開発法人の業務の能率的かつ効果的な運営を確保するため、財務内容等の監査を含む業務の全般的な監査を行うものとされていることから高度な専門知識が求められ、また、独立行政法人通則法の改正により、監事機能の強化が図られたところである。

監事の報酬(R7日額:37,800円)は国家公務員の指定職俸給表に準じて定めており、また、予算規模や職員数が同程度で、報酬を日額支給している他の複数の独立行政法人の監事の報酬水準(R6日額:38,389円(各独立行政法人が公表している役員給与規程等より算出))と比較しても概ね同水準となっていることから、その報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

役員の報酬については、国家公務員の指定職俸給表に準じて定められており、職務内容の特性及び他の同規模の法人との比較を考慮すると、妥当な水準であると考える。今後とも、人事院勧告やその他社会一般の情勢、業務の実績等を勘案しながら、引き続き妥当な水準となるよう取り組む必要があり、主務省としても注視していく。

4　役員の退職手当の支給状況（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

| 区分 | 支給額（総額） | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人の長 | 千円<br>5,856 | 年<br>5 | 月<br>0 | R8.3.31 | 1.0 | |
| 理事A | 千円<br>6,869 | 年<br>6 | 月<br>0 | R7.3.31 | 1.1 | ※ |
| 理事B | 千円<br>該当なし | 年 | 月 | | | |
| 監事A<br>（非常勤） | 千円<br>該当なし | 年 | 月 | | | |
| 監事B<br>（非常勤） | 千円<br>該当なし | 年 | 月 | | | |

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
　　退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄
注2：法人の長の支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率（1.0）」により算出している。
注3：理事Aの支給額は、当該者が在職した期間の業績勘案率が決定したことによる確定した額（R6に支給した暫定的な業績勘案率により算出した支給額6,245千円を含む）である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|---|---|
| 法人の長 | 該当なし |
| 理事A | 当該理事が在職した期間に係る国立研究開発法人国立環境研究所の年度実績評価に基づき、当該理事の業績勘案率については、主務大臣の評価において1.1と決定された。 |
| 理事B | 該当なし |
| 監事A<br>(非常勤) | 該当なし |
| 監事B<br>(非常勤) | 該当なし |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案
率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

環境大臣の当法人に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じ、業績手当を支給しており、今後も継続して実施する。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を設定するに当たっては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準拠しており、令和7年国家公務員給与実態調査（人事院）によると、事務・技術系職員の平均俸給月額（令和8年3月：343,871円）は、行政職俸給表（一）適用職員の平均俸給月額(令和7年:332,237円）を若干上回っているが、調査対象の職員数が少ない中で年齢階層の高い国からの出向者の割合が多い等の影響によるものであり、給与水準としては妥当であるといえる。研究系職員の平均俸給月額（令和8年3月：453,175円）については、国家公務員の研究職俸給表適用職員の平均俸給月額（令和7年：412,976円）を大幅に上回っているものの、国家公務員の大学院修了者の割合が81.6％であるのに対し、国立環境研究所の大学院修了者の割合は100％であり、博士号取得者の割合も99.1％に上ること、また、近年、ますます複雑化している地球温暖化問題、廃棄物、放射性物質による環境汚染を含む環境問題等に加え、気候変動適応に向けた科学的知見の創出等、新たな研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど、研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることなどから、給与水準は妥当であるといえる。

また、人件費については、国立研究開発法人国立環境研究所中長期計画に定められた人件費見積りの範囲内において支出している。

| | ＜大学卒者＞ | ＜うち大学院修了者＞ | ＜博士号取得者＞ |
|---|---|---|---|
| 国立環境研究所研究職 | 100.0% | 100.0% | 99.1% |
| 国家公務員※ | 98.3% | 81.6% | （データなし） |

※令和7年人事院勧告参考資料より（研究職俸給表適用の国家公務員）

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

毎年度職務業績評価を行い、勤務成績に応じて俸給及び業績手当の調整を行っており、今後も継続して実施する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|---|---|
| 業績手当 | 勤務成績に基づき、業績手当の額を調整する。 |
| 俸給 | 調整の区分を5段階設けることにより、勤務成績を適切に反映する。 |

③ 給与制度の内容

国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び超過勤務手当）及び賞与（期末手当及び業績手当）としている。

賞与のうち期末手当については、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

賞与のうち業績手当については、業績手当基礎額に、勤務成績に応じて定める割合及び在職期間割合を乗じて得た額としている。

○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて規程改正を実施

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて以下の規程改正を実施

R8.1.20施行（R7.4.1より適用）

・職員の俸給月額の改定
・任期付職員の俸給月額の改定
・初任給調整手当額の改定
・通勤手当の改定（自動車等使用者に対する使用距離に応じた支給月額の改定）
・期末手当の支給率を0.025月分引き上げ
・業績手当の支給率を0.025月分引き上げ

## 2 職員給与の支給状況

### ① 常勤職員の数

全常勤職員（令和8年4月1日時点）：311人
注：常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員（再任用職員）を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員（対象常勤職員）：246人

### ② 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和7年度の年間給与額（平均） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
| 常勤職員 | 人<br>228 | 歳<br>46.7 | 千円<br>9,804 | 千円<br>7,185 | 千円<br>130 | 千円<br>2,619 |
| 事務・技術 | 人<br>59 | 歳<br>39.1 | 千円<br>7,571 | 千円<br>5,520 | 千円<br>162 | 千円<br>2,051 |
| 研究職種 | 人<br>169 | 歳<br>49.4 | 千円<br>10,583 | 千円<br>7,765 | 千円<br>119 | 千円<br>2,818 |
| 任期付職員 | 人<br>16 | 歳<br>37.6 | 千円<br>7,577 | 千円<br>5,809 | 千円<br>104 | 千円<br>1,768 |
| 事務・技術 | 人<br>－ | 歳<br>－ | 千円<br>－ | 千円<br>－ | 千円<br>－ | 千円<br>－ |
| 研究職種 | 人<br>16 | 歳<br>37.6 | 千円<br>7,577 | 千円<br>5,809 | 千円<br>104 | 千円<br>1,768 |
| 非常勤職員 | 人<br>292 | 歳<br>52.8 | 千円<br>4,915 | 千円<br>3,911 | 千円<br>117 | 千円<br>1,004 |
| 事務・技術 | 人<br>279 | 歳<br>52.5 | 千円<br>4,828 | 千円<br>3,842 | 千円<br>115 | 千円<br>986 |
| 研究職種 | 人<br>13 | 歳<br>60.3 | 千円<br>6,780 | 千円<br>5,394 | 千円<br>147 | 千円<br>1,386 |

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員（再任用職員）を除く。
注2：該当のない区分及び職種は削除した。
注3：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額
注4：任期付職員の事務・技術職員については該当者が2名以下のため、区分欄のみ記載し、任期付職員全体の人員、平均年齢及び令和7年度の年間給与額（平均）にも含めていない。

### ②－2 職種別支給状況（年俸制適用者）

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和7年度の年間給与額（平均） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
| 非常勤職員 | 人<br>42 | 歳<br>37.5 | 千円<br>5,776 | 1.1<br>5,776 | 千円<br>87 | 千円<br>0 |
| 研究職種 | 人<br>42 | 歳<br>37.5 | 千円<br>5,776 | 千円<br>5,776 | 千円<br>87 | 千円<br>0 |

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

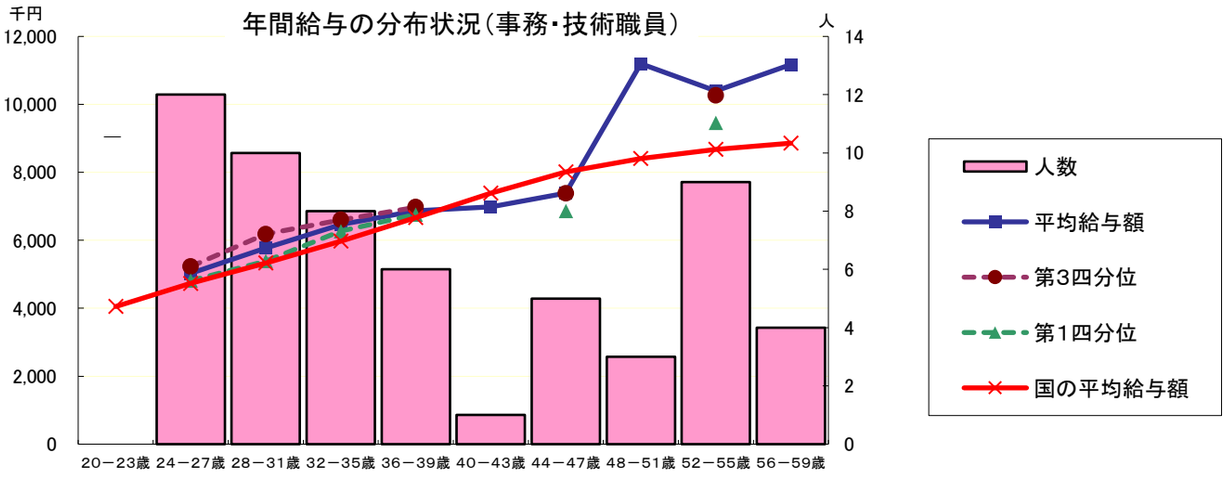


注1：②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2：該当者が4人以下の年齢階層について第1・第3分位折れ線を表示していない。以下、⑤まで同じ。
注2：該当者が2人以下の年齢階層について平均額を示す点を表示していない。以下、⑤まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平均 | 最高～最低 | | |
| | 人 | 歳 | 千円 | | | 千円 |
| 本部部長 | 3 | 55.2 | 12,779 | ― | ～ | ― |
| 本部課長 | 10 | 54.0 | 10,281 | 11,206 | ～ | 9,453 |
| 本部課長補佐 | 4 | 54.0 | 8,968 | ― | ～ | ― |
| 本部係長 | 23 | 36.4 | 6,617 | 7,378 | ～ | 5,811 |
| 本部係員 | 15 | 26.8 | 5,096 | 5,438 | ～ | 4,662 |
| 地方部長 | 1 | ― | ― | ― | ～ | ― |
| 地方係長 | 2 | ― | ― | ― | ～ | ― |
| 地方係員 | 1 | ― | ― | ― | ～ | ― |

注1：代表的職位の該当者が4人以下の場合には、年間給与額は平均のみを記載している。
注2：代表的職位の該当者が2人以下の場合には、平均年齢以下の項目は記載していない。

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

| 区分 | | 夏季（6月） | 冬季（12月） | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 管理職員 | 一律支給分（期末相当） | % 51.9 | % 52.0 | % 51.9 |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | % 48.1 | % 48.0 | % 48.1 |
| | 最高～最低 | % 53.7～42.2 | % 53.6～42.3 | % 53.7～42.2 |
| 一般職員 | 一律支給分（期末相当） | % 54.1 | % 55.3 | % 54.7 |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | % 45.9 | % 44.7 | % 45.3 |
| | 最高～最低 | % 49.8～43.3 | % 45.2～43.0 | % 47.6～43.3 |

③ 年齢別年間給与の分布状況（研究職員）〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

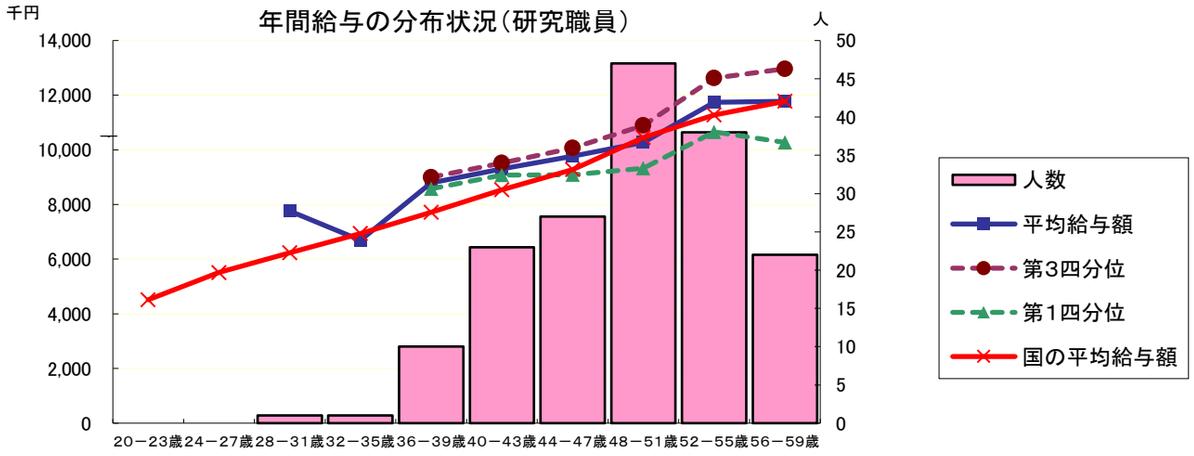


注1：②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2：該当者が4人以下の年齢階層について第1・第3分位折れ線を表示していない。以下、⑤まで同じ。
注2：該当者が2人以下の年齢階層について平均額を示す点を表示していない。以下、⑤まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況（研究職員）

（研究職員）

| 分布状況を示すグループ | | 平均年齢 | 年間給与額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 平均 | 最高～最低 | | |
| | 人 | 歳 | 千円 | | | 千円 |
| 領域長 | 7 | 54.5 | 13,981 | 14,267 | ～ | 13,719 |
| 本部研究室長等 | 59 | 52.4 | 11,608 | 13,396 | ～ | 9,535 |
| 本部主任研究員等 | 90 | 47.2 | 9,459 | 11,062 | ～ | 6,694 |
| 地方研究室長等 | 5 | 52.9 | 11,931 | 12,873 | ～ | 10,574 |
| 地方主任研究員 | 8 | 45.9 | 9,344 | 10,116 | ～ | 8,471 |

注1：「本部研究部長」に相当する職位として「領域長」、「本部研究課長」に相当する職員として「本部研究室長等」を代表的な職位として掲げている。地方についても同様。

注2：代表的職位の該当者が4人以下の場合には、年間給与額は平均のみを記載している。

注3：代表的職位の該当者が2人以下の場合には、平均年齢以下の項目は記載していない。

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（研究職員）

| 区分 | | | 夏季（6月） | 冬季（12月） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員 | 一律支給分（期末相当） | | % 53.9 | % 55.0 | % 54.4 |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | % 46.1 | % 45.0 | % 45.6 |
| | | 最高～最低 | % 56.3～43.0 | % 53.8～42.6 | % 55.1～43.0 |
| 一般職員 | 一律支給分（期末相当） | | % － | % － | % － |
| | 査定支給分（勤勉相当）（平均） | | % － | % － | % － |
| | | 最高～最低 | % － | % － | % － |

主1：一般区分については該当者が2人以下のため記載していない。

## 3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対国家公務員<br>指数の状況 | ・年齢勘案　111.1<br>・年齢・地域勘案　112.2<br>・年齢・学歴勘案　110.4<br>・年齢・地域・学歴勘案　111.9 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている理由 | 当研究所は、調査対象となる職員数が比較的少なく(R7年度:59人)、また、全体職員数に占める国からの出向者の割合が高くなっており(22.0%)、かつ、当該出向者の大半(69.2%)が50歳を超える年齢区分の本部部長及び本部課長クラスとなっている。加えて、国からの出向者の多くは、つくば市より地域手当が上位級地である地域からの転入者であり、当該出向者に対しては地域手当の経過措置等が行われている。以上より、対国家公務員指数が高くなっている。 |
| 給与水準の妥当性の検証 | 【国からの財政支出について】<br>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　90.6%<br>（国からの財政支出額　19,457,092千円、支出予算の総額　21,474,932千円:令和7年度予算）<br><br>＜支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合＞　3.2%<br>＜管理職の割合　23.7%＞<br>＜大卒以上の高学歴者の割合　79.7%＞<br><br>【累積欠損額】 0円(令和6年度決算)<br><br>【検証結果】<br>国からの財政支出の割合が非常に高いとともに、国に準じた給与制度をとっていることに加え、調査対象の職員数が比較的少なく、国からの出向者の割合が高い等の影響で指数は100を上回っているが、給与水準については妥当であると考える。<br>【主務大臣の検証結果】<br>国家公務員に準じた給与規定に基づき支給しており、国との人事交流等による経過措置として地域手当を受給する職員の割合が高いこと等を勘案すれば事務・技術職員の給与水準は妥当であると考える。<br>給与水準については、手当を含めた職員給与の在り方を検証するとともに、年齢構成のバランス等を考慮した人員配置、研究所の将来を視野に入れた戦略的な人事計画に取り組むことにより、職員の給与水準が国家公務員の給与水準と同等となるよう人事の最適化を検討されたい。 |
| 講ずる措置 | 今後とも国家公務員の給与水準を充分に考慮し、手当を含めた職員給与の在り方について検証するとともに、年齢構成のバランス等を考慮した人員配置、研究所の将来を視野に入れた戦略的な人事計画に取り組むなど、給与水準の適正化に努めることとする。 |

研究職員

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対国家公務員<br>指数の状況 | ・年齢勘案　103.1<br>・年齢・地域勘案　101.2<br>・年齢・学歴勘案　102.8<br>・年齢・地域・学歴勘案　100.8 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている理由 | 研究業務の遂行は高度に専門的な知見を要するため、国立研究開発法人国立環境研究所の研究職員の大学院修了者の割合は100％であり、そのうち博士号取得者の割合も99.1％に上っており、国家公務員の大学院修了者の割合（81.6％）を大幅に上回っている状況である。また、近年、ますます複雑化している地球温暖化、廃棄物、放射性物質による環境汚染を含む環境問題等に加え、気候変動適応に向けた科学的知見の創出等、新たな研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど、研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることに要因があると考えている。<br><br>＜大学卒者＞　＜うち大学院修了者＞　＜博士号取得者＞<br>国立環境研究所研究職　100.0%　100.0%　99.1%<br>国家公務員※　98.3%　81.6%<br>※令和7年人事院勧告参考資料より（研究職俸給表適用の国家公務員） |
| 給与水準の妥当性の検証 | 【国からの財政支出について】<br>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　90.6％<br>（国からの財政支出額　19,457,092千円、支出予算の総額　21,474,932千円：令和7年度予算）<br><br>＜支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合＞　9.9％<br>＜管理職の割合　100.0％＞<br>＜大卒以上の高学歴者の割合　100.0%＞<br><br>【累積欠損額】 0円（令和6年度決算）<br><br>【検証結果】<br>国からの財政支出の割合が非常に高いとともに、国に準じた給与制度をとっていることに加え、調査対象の研究職員の大半が博士号取得者となっていることから指数は100を上回っているが、給与水準については妥当であると考える。<br><br>【主務大臣の検証結果】<br>国家公務員に準じた給与規定に基づき支給しており、上記理由を勘案すれば、研究職員の給与水準は妥当であると考える。<br>引き続き、高度に専門的な業務に対応できる優れた人材の確保の必要性を踏まえつつ、人件費管理の適正化に向けた取組の推進を注視していく。 |
| 講ずる措置 | 今後とも国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた職員給与の在り方について検証するとともに、引き続き、給与水準の適正化に努めることとする。 |

4　モデル給与

○　22歳（大卒初任給）
　月額 256,476円　年間給与 4,231,854円
○　35歳（係長）
　月額 360,296円　年間給与 6,025,947円
○　50歳（課長補佐）
　月額 433,840円　年間給与 7,353,588円

5　業績給の仕組み及び導入に関する考え方

毎年度職務業績評価を行い、勤務成績に応じて俸給及び業績手当の調整を行っており、今後も継続して実施する。

## Ⅲ 総人件費について

| 区　分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円<br>2,474,709 | 千円<br>2,623,073 | 千円<br>2,693,342 | 千円<br>2,766,839 | 千円<br>2,861,260 |
| 退職手当支給額 (B) | 千円<br>201,659 | 千円<br>133,713 | 千円<br>188,196 | 千円<br>255,169 | 千円<br>139,736 |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円<br>2,406,958 | 千円<br>2,540,921 | 千円<br>2,450,065 | 千円<br>2,680,598 | 千円<br>2,878,345 |
| 福利厚生費 (D) | 千円<br>746,635 | 千円<br>729,239 | 千円<br>714,720 | 千円<br>788,308 | 千円<br>838,272 |
| 最広義人件費 (A＋B＋C＋D) | 千円<br>5,829,961 | 千円<br>6,026,946 | 千円<br>6,046,323 | 千円<br>6,490,914 | 千円<br>6,717,613 |

総人件費について参考となる事項

【対前年度比】
給与、報酬等支給総額：3.4％増加
最広義人件費：3.5％増加

【増減要因】
「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、国に準じて俸給月額及び日給等の改定（引き上げ）を行ったこと、非常勤職員（特命研究員やシニア研究員等）等の人数が増加したこと等により、対前年度比が増加した。

## Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

【定年年齢】
事務・技術職　：65歳
研究職　：65歳

【定年引上げの状況】
　国家公務員法等の改正に伴い、事務・技術、研究職員の定年年齢を令和5年4月1日に60歳から65歳に引き上げた。なお、定年年齢を段階的に引き上げるため、期間の区分に応じた定年年齢を規定している。
　定年年齢の引上げに伴い、60歳に達する日後の最初の4月1日に管理職の職員は非管理職に降任する制度を設けているほか、職員の基本給について60歳に達する日後の最初の4月1日以後7割水準とすることとしている。
　また、定年前早期退職者に対する退職手当に関して、定年引き上げに対応した規程改正を行っている。

## Ⅴ その他

特になし。